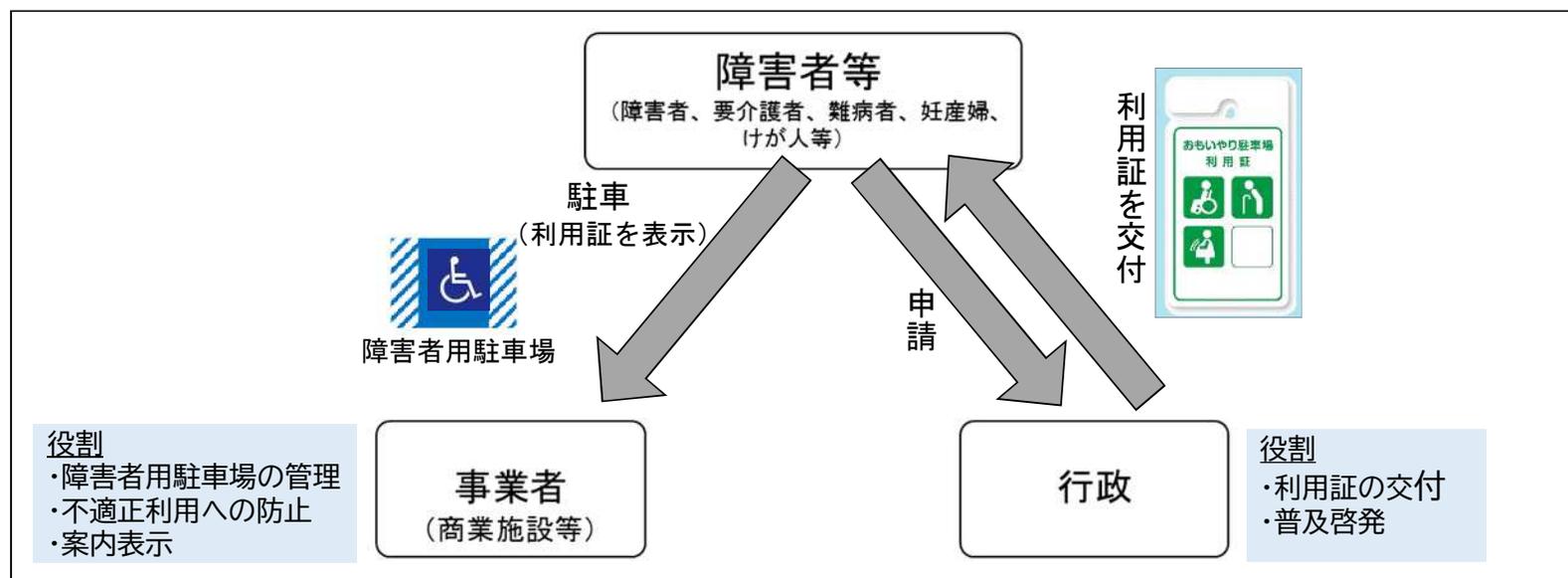


パーキング・パーミット制度について

資料 2 - 2

制度の概要

- ・ 障害者用駐車場を必要とする人のために、駐車スペースを確保するための制度
- ・ 行政（県等）は、歩行困難な人に「利用証」を交付
- ・ 利用証の交付を受けた人は、利用証を車中に表示して、障害者用駐車場を利用



制度の導入状況

- ・ 都道府県のうち、40府県が制度を導入済（埼玉県は未導入）
- ・ 県内市町村のうち、川口市・久喜市は導入済

今後の検討

- ・ 今年度、国において車椅子利用者用駐車施設等のあり方に関する検討会を設置し、適正利用の今後の対策について検討している。
- ・ 国の検討会の動向を踏まえつつ、市町村との協議を進める。

国における検討状況について①

車椅子利用者用駐車施設等のあり方に関する検討会（国土交通省）

趣旨 車椅子利用者用駐車施設等は、共生社会における移動環境を確保するための基本的なインフラの一つであり、ハード・ソフト両面から今後の対策のあり方について検討することが求められている。
これまでもバリアフリー法や地方公共団体における独自の取組（パーキング・パーミット制度）等により、駐車区画の整備や適正利用の推進がなされてきたところではあるが、現状の取組を検証し、今後の対策のあり方について検討を行う。

構成 学識経験者、障害者団体、事業者団体、駐車場関係団体、地方公共団体、国

スケジュール

- ・ 第1回 令和3年8月25日 これまでの取組などや今後の検討の進め方を議論
- ・ 第2回 令和3年11月18日 実態調査の結果等について報告
- ・ 第3回 未定（年度内に実施予定） 中間とりまとめを予定
- ・ 令和4年度 具体的な施策立案を予定

国における検討状況について②

第1回会議における主な議論（1 / 2）

- これまでのパーキング・パーミット制度についての検討の中で、制度未導入都県より、制度の実効性、必要な駐車区画の確保、実務負担や費用負担といった課題が聞かれるものの、制度導入府県市の圧倒的多数が効果を感じているのもまた事実である。いろいろな課題を踏まえつつも、制度導入促進に向けた議論を進めるべきことには異論はないと思う。
- その上で、まずは、幅 3.5m 以上の車椅子利用者用駐車施設の利用対象者については、可能な限り統一的な方針を定めるべき。それ以外のパーキング・パーミットゾーンの利用者と明確に区分すべき。
- なお、上記のような検討にあたっては、様々な地域特性（都心部や都心の郊外、地方都市など）の事情の違いを踏まえた柔軟な運用を可能とすることも必要。

国における検討状況について③

第1回会議における主な議論（2 / 2）

- 必要な区画数の確保にあたっての課題は、駐車施設によって、そもそも規模や区画数の多寡、区画を確保する困難さ等が異なり、一律の考え方を導入することは現実的ではない一方で、車椅子使用者の方々にとって駐車区画が確保されていないことは移動手段を制限することとなり大きな課題。
- 不適正駐車対策の実効性については、罰則規定を導入しても不適正駐車が完全になくなることはない。しかし一定の抑止力は期待できる。「これからの共生社会のあり方をどうやって形作っていくか」という視点から、罰則規定に限らずともなんらかの抑止方法をこれからも考えていかなければならない。

国における検討状況について④

第2回会議における主な議論

- 車椅子利用者用駐車施設の利用対象者については、本検討会で方向性を整理すべき。車椅子利用者が利用対象者であることに議論の余地はないが、地域の実状も踏まえながら、プラスアルファで必要とされるどのようなニーズがあるのかを整理していくということではないか。
- 車椅子利用者用駐車施設の利用について全国統一的な考え方を明確化した上で、パーキング・パーミット制度の運用については、地域の実状に応じて地方公共団体の判断において利用対象者の範囲を拡大するという形もあるかもしれない。
- 車椅子利用者用駐車施設の全国的な利用ルールを定め、適正利用の取組を運用していくにあたっては、国の施策としてどのような支援等ができるかという視点からも検討をすべき。